

大川広域行政組合消防職員の人事評価結果に関する苦情相談取扱要綱

〔平成30年3月28日〕
要綱第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大川広域行政組合職員の人事評価に関する規程（平成30年大川広域行政組合訓令第3号）第14条第7項に規定する消防職員の人事評価の結果に関する苦情相談（以下「苦情等」という。）の申出について、その方法及び手続等の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(苦情等の申出)

第2条 消防職員は苦情等があるときは、人事評価の結果に対する苦情等申出書（様式第1号。以下「苦情等申出書」という。）により申出を行うものとする。

(苦情等申出書の提出)

第3条 苦情等申出書は、消防長に提出するものとする。

2 苦情等申出書を受理した消防長は、速やかに事実を確認するとともに、人事評価の結果について審議の必要があると認められる場合には、審議機関にこれを諮るものとする。

(苦情等に対する審議機関)

第4条 前条第2項に規定する審議機関は、大川広域行政組合消防職員人事評価検討委員会（以下「検討委員会」という。）とする。

(審議結果の通知)

第5条 検討委員会は、苦情を申し出た職員に対して苦情等審議結果通知書（様式第2号）により審議の結果を通知するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

大川広域消防本部 消防長 様

申出者
所属
職名
氏名

人事評価の結果に対する苦情等申出書

人事評価の結果について、下記のとおり苦情を申し出ます。

記

1 結果を開示された日 年 月 日

2 申出に係る具体的な内容

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

申出者（氏名） 殿

大川広域消防本部 消防長

苦情等審議結果通知書

年 月 日付で申出のあった件については、大川広域行政組合消防職員人事評価検討委員会における審議の結果、下記のとおりとなりましたので、通知します。

記

- 1 結果
- 2 理由